

〔平 12 . 4 . 25〕
〔基 小 19 - 3〕

地方稅關係資料

（說明資料）

地方分権推進についての動き

			政府税制調査会 中期答申
平成 7 年	5 月 19 日	地方分権推進法成立	
	7 月 3 日	地方分権推進委員会発足	
8 年	12 月 20 日	地方分権推進委員会第 1 次勧告 ・ 機関委任事務制度の廃止 ・ 国の関与の新たなルール ・ 権限委譲	9 年 1 月 これからの税制を 考える － 経済社会の構造変化 に臨んで－
9 年	7 月 8 日	第 2 次勧告 ・ 事務区分、国地方関係調整ルール、必置規制、 都道府県と市町村の関係、行政体制の整備、補 助金・税財源	
10 年	5 月 29 日	地方分権推進計画閣議決定	
11 年	7 月 8 日	地方分権一括法成立	
12 年	4 月 1 日	地方分権一括法施行	
	14 日	地方分権推進法 1 年延長閣議決定	12 年 中期答申

地方分権推進計画の概要

機関委任事務制度の廃止

- ① 国と地方公共団体との間に対等・協力の新しい関係を築くため、機関委任事務制度を廃止
- ② 地方公共団体の処理する事務を自治事務と法定受託事務に再構成
- ③ 廃止に伴う一連の法律改正案を１１年通常国会に提出

地方公共団体に対する関与の新たなルール

- ① 都道府県に対する国の関与及び市町村に対する国又は都道府県の関与についての基準と手続を整備
- ② 個別の関与について廃止・縮減
- ③ 国と地方公共団体の間の係争処理手続を整備

権限委譲の推進

権限委譲を積極的に推進することとし、国の権限を都道府県又は市町村に、また、都道府県の権限を市町村に委譲する。

必置規制の見直し

国が地方公共団体の組織や職の設置を義務付けている必置規制については、地方公共団体の自主組織権を尊重し、行政の総合化・効率化を図る観点から、その廃止・緩和を推進する。

国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保

地方公共団体の自主性・自立性を高める見地から、国と地方の財政関係については、事務の実施主体が費用を負担するという原則を踏まえつつ、国庫補助負担金の整理合理化、存続する国庫補助負担金の運用・関与の改

革、地方税・地方交付税等の地方一般財源の充実確保の三点を基本的な方向として見直すこととする。

都道府県と市町村の新しい関係

- ① 都道府県と市町村は対等・協力の新しい関係
- ② 自治紛争調停制度の見直し

地方公共団体の行政体制の整備・確立

- ① 地方公共団体の自己決定権と自己責任の拡大を踏まえた行政体制の整備・確立
- ② 地方公共団体の自主的な取組を支援・促進

地方分権推進計画(抄)

(平成10年5月29日)
閣 議 決 定

第4 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保

4 地方税財源の充実確保

(1) 地方税

ア 地方税の充実確保

- (7) 国と地方の歳出純計に占める地方の歳出の割合は約3分の2であるのに対し、租税総額に占める地方税の割合は約3分の1となっており、歳出規模と地方税収入との乖離が存在している。

地方税については、基本的に、この地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、その充実確保を図る。

- (4) 今後、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の財政面における自己決定権と自己責任をより拡充するとともに、住民の受益と負担の対応関係をより明確化するという観点から、国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、中長期的に、国と地方の税源配分のあり方についても検討しながら、地方税の充実確保を図る。

この場合、生活者重視という時代の動向、所得・消費・資産等の間における均衡がとれた国・地方を通じる税体系のあり方等を踏まえつつ、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築について検討する。

平成10年度においては、事業税の外形標準課税の課題を中心に、地方の法人課税について総合的な検討を進める。

これらの検討と併せて、地方税と国庫補助負担金、地方交付税等とのあり方についても検討を加える。

- (9) このような考え方に立って地方税の充実確保を図っていく必要があるが、当面は、国庫補助負担金の廃止・縮減を行っても引き続き当該事務の実施が必要な場合や国から地方公共団体への事務・権限の委譲が行われた場合において、その内容、規模等を考慮しつつ、地方税等の必要な地方一般財源の確保を図る。

イ 課税自主権の尊重

- (7) 法定外普通税の許可制度については、より課税自主権を尊重する観点から廃止し、都道府県又は市町村が法定外普通税を新設又は変更するに当たっては、国と事前協議を行うこととする。この場合、国との同意を要することとする。

ただし、税源の所在及び財政需要の有無については、事前協議の際の協議事項から除外し、国の関与を縮減することとする。

- (4) 法定外目的税については、住民の受益と負担の関係が明確になり、また、課税の選択の幅を広げることにもつながることから、その創設を図る。その場合、国と事前協議を行うこととし、法定外普通税と同様、国との同意を要することとする。

- (9) 標準税率を採用しない場合における国への事前の届出等については、課税自主権の尊重の観点から廃止する。

【措置済み(地方税法改正 平成10年4月1日施行)】

- (4) 制限税率は、総合的な税負担の適正化を図るためにも、その全面的な廃止は適当ではないが、個人市町村民税については、住民自らが負担を決定する性格が強いこと、個人道府県民税には制限税率がないこととの均衡等を考慮し、その制限税率を廃止する。

【措置済み(地方税法改正 平成10年4月1日施行)】

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）（抄）

附 則

（検討）

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議（抄）

〔平成十一年七月八日

参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会〕

政府は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に当たっては、住民に身近な行政は地方公共団体に委ねるといふ本法の趣旨を広く実現するよう努めるとともに、特に次の諸点に留意し、その適用に遺憾なきを期すべきである。

（略）

一 本法の附則による地方税財源充実確保策の検討・措置については、地方における歳出規模と地方税収との乖離を縮小する観点から、国・地方を通じる税体系のあり方について抜本的な検討を行うこと。

また、各地域の実情に応じた事業を進めるため、国庫補助負担金のさらなる整理・合理化を早急に推進するとともに、存続する国庫補助負担金については、統合・メニュー化を一層推進し、運用・関与の改革を図ること。

（略）

右 決議する。

○ 地方税の充実等に関する税制調査会答申

〈1〉「今後における我が国の社会、経済の進展に即応する基本的な租税制度のあり方」についての答申（昭和39年12月）

第8 地方税のあり方

1 地方税の基本的事項

- (1) 地方自治は近代民主主義の基盤であり、これを強固にするためには、地方財源を保障し地方財政を強化することによつて、地方行政の遂行を円滑ならしめ、住民の負託にこたえるものにする必要があることはいうまでもないところである。当調査会は、このような見地にたつて、前述した地方税の諸問題の検討を行つた。
- (2)～(3) 略
- (4) 当調査会は、このような意見について種々の角度から検討を行なつたのであるが、その結果、地方税源の充実を図る必要があると考えた。この場合、国民の税負担の総量をふやしてこれを行なうか、税負担の総量をふやすことなく行なうかについて検討を行なつたが、国民の税負担の現状からみれば、税負担水準のあり方で述べている国民の税負担の総量の範囲内で行なうことが適當であると認めた。したがつて、国と地方団体の行政事務の配分を明確化し、可能な限り国庫補助負担金を整理し、これに伴つて国と地方団体との間の税源配分を通じ、地方一般財源の強化、特に地方独立税を充実することが適當であると認めた。

〈2〉長期税制のあり方についての答申（昭和43年7月）

ゆ

第3 地方税に関する長期税制

1 地方税の充実

- (1) 地方税の総量はいかにあるべきか、地方歳入中に占める地方税の割合がどの程度のものであるべきかは、国と地方団体の分担する事務の分量等とも関連し、必ずしも一義的に決めることは困難である。しかし、住民生活に密接した地方行政が地方団体の責任において円滑に行なわれ、住民の付託にこたえることのできるようにするためには、地方行政の遂行に必要な財源は、できる限り住民が地方団体に対して直接負担する地方税によることが望ましい。この点からみて、地方財政についてその健全化、効率化を進める一方、地方税の充実を図る必要があると考えられる。

〈3〉長期税制のあり方についての答申（昭和46年8月）

第三 地方税

一 地方税のあり方

- (1) 地方自治は近代民主主義の基盤であり、これを強固にするためには地方財源を強化充実し、地方行政の遂行を円滑ならしめ、地域住民の要求にこたえるものにする必要があることはいうまでもない。その場合、地域住民が自ら負担する税金をもつて自らの住みよい地域社会を築いてゆくことが「地方自治」の基本であろう。しかし、最近の社会経済の大幅な変動により、地域間の経済基盤の格差は拡大して税源の偏在が著しくなっている反面、地域住民のナショナル・ミニマムに対する要求が強く、また地域間における税負担の等しきを望む現状を考慮すれば、すべての地方団体が地方税のみで所要の財源を充足することが困難になつてきていることも事実であり、そこ

に地方交付税等財源の調整ないし保障のための制度の必要性が認められるのである。

したがって、地方自治の観点から考えれば、地方財源はできる限り住民が地方団体に対して直接負担する税によつて充足するという基本的態度をとりつつ、現実に生ずる税源の偏在による財政力の格差については、財源の調整ないし保障のための制度の活用によつて調整することとすべきであろう。

＜４＞ 財政体質を改善するために税制上とるべき方策についての答申（昭和５５年１１月）

第一 基本的考え方

５ 税負担の見直しと地方税源のあり方

- (7) 地方税源のあり方については、地方団体の歳入中に占める地方税収入の割合は低く、特に市町村においてはその割合が毎年低下傾向にあることにもかんがみ、地方税の充実を図ることが必要であり、この場合、基礎的自治団体である市町村の税源の充実については重点的に配慮すべきであるが、一方、税源偏在の問題もあるので、地方財源は、できる限り地方税によつて充足するという基本的態度をとりつつ、財源調整制度の活用によつて調整することも必要である。

＜５＞ 今後の税制のあり方についての答申（昭和５８年１１月）

第一 基本的考え方

４ 歳入構造の見直しの必要性

- (6) 地方税については、その地方歳入中に占める割合が依然として低いうえに、近年国税と同様に、その伸率が低下してきている等の状況にある。今後、社会経済情勢の変化に対応してその見直しを図る必要があるが、この場合、我が国社会の人口の高齢化、自由時間の増大、国民の価値観の多様化などの社会経済情勢の変化に的確に対応していくためには、地域の特性や、多様性を生かし、創意工夫をこらした地方行政の活性化を図ることが不可欠である。

そのためには、地方団体が自主的にこのような多様な行政需要に適切に対応するとともに、受益と負担との対応関係を明確にすることにより住民の行政への理解と関心を深め、ひいては地方行政の効率化にも資することとなるよう、地方税の充実を図ることが必要であり、特に、基礎的自治体である市町村の税源の充実には配慮する必要がある。この場合、地域的な税源の偏在もあるので、地方財源はできるだけ地方税により充足するという基本的態度をとりつつ、財源調整制度の活用によつて調整することも必要である。

５ 今後の税体系のあり方

- (6) なお、地方税については、地方自治の観点を踏まえ、それが三千数百の個々の独立した地方団体における住民生活に密着した行政需要を賄うための財源であること、地方行政サービスの受益に対応する応益的負担を重視すべきであること等に配慮しつつ、検討することが適当である。

＜６＞ 今後の税制のあり方についての答申（平成５年１１月）

第一 基本的考え方

４ 地方税のあり方

(1) 地方税の意義

- ① 国民の税負担のあり方やその負担水準に関わる問題としては、国税・地方税をあわせて総合的に検討し、我が国の税制全体としての整合性に配慮する必要があるが、他方、地方税のあり方を検討するに当たっては、併せて、それが国とは別の3,200余の個々の独立した地方団体における住民生活に密着した行政需要を賄うための財源を確保するものであること、我が国の地方自治のあり方に深く関わっていることなど、地方税独自の要素を十分踏まえる必要がある。
- ② 住民生活に密着した地方行政が地方団体とその住民の責任において円滑に行われ、住民の付託にこたえられるようにするためには、納税者が身近なところで税を納め、それがどう使われているのかを監視していくということが重要である。このことが、住民の行政への理解と関心を深め、また受益と負担の意識を高めることとなると考えられるからである。こうした意味において、地方税は、我が国地方自治の基盤であることを強調しておきたい。
- ③ 先般も衆参両議院で地方分権の推進に関する決議がなされ、また臨時行政改革推進審議会の最終答申において地方分権の推進と地方自治の確立を政府に求めるなど、国・地方の関係を見直し、地方分権を推進することは今や時代の大きな要請となっている。この意味からも、今後とも地方税の充実確保を図る必要がある。
- ④ なお、国・地方の税財源配分のあり方は、国・地方を通じる行政事務配分や財政制度全体のあり方等広範な問題とも深い関連を有しているものであり、現行制度の枠組みを基本としてその審議を進めたが、地方分権の進展に伴い、今後、国・地方の事務配分の見直しが行われる場合には、それに対応した地方税制の見直しも行う必要がある。



〈7〉 税制改革についての答申（平成6年6月）

第五 地方税源の充実

1. 地方税源のあり方

- (1) 地方分権を推進していくことは、時代の要請であり、地方団体が地方自治の本旨に従い、より自主的に活動していくよう努めねばならず、特に高齢化社会の進展とともに、地域福祉の担い手である地方団体において、地方税源の充実確保が必要であり、また、身近なところで税を納め、その用途をチェックすることの意義については、当調査会の意見の一致を見たところである。

国と地方の歳出純計に占める地方の歳出の割合は、約3分の2であるのに対し、租税総額に占める地方税比率は約3分の1となっている。この乖離の存在により、住民の受益と負担との不一致が生じ、住民の自治意識の涵養が妨げられているという面があるとの指摘がある。地方分権を推進し、地方の自主財源を充実させるためにも、今後、地方団体間の税収格差の拡大の可能性については認めつつ、この乖離を縮小する方向で地方税の充実確保を図ることが必要であると考え。特に個人住民税の軽減を行っていく場合には、その補填財源として地方の自主税源が確保されなければ、その乖離は更に拡大することになるため、速やかに対応すべきであるとの意見があった。

また、都道府県は、法人所得課税に偏った不安定な税収構造となっており、今般の景気後退によって都道府県財政は大きな影響を被っている。地方の税制改革を進めて行く上では、この不安定な構造を是正することも併せ望まれている。

〈8〉「これからの税制を考える」

－経済社会の構造変化に臨んで－（平成9年1月）

第一 社会を支えるコストをどのように負担していくのか

3 行財政改革の推進と国民の選択

(4) 地方分権の推進

行財政改革の流れと併せ、国と地方の役割を見直し、地方分権を進めていくことも重要です。地方分権の推進に伴い、国と地方の役割分担に応じて地方財政基盤を充実する必要がありますが、現時点においても地方の財政事情は、国と同様きわめて厳しい状態です。地方公共団体においても、行財政改革を一層推進し、その健全化・効率化を図っていくことが重要です。

そして、地方の行財政改革に当たっては、住民に対してその実施状況を公表するなど、住民とともに進めていくことが求められています。また、監査機能の強化も必要です。

このように地方行革を行いながら地方分権を進めていかなければならないのですが、そのためにも、課税自主権のあり方についても検討しながら、地方税の充実確保を図り、税源の偏在が少なく税収の安定した地方税体系の構築を目指していくことが必要です。この場合、行財政改革への努力や行政サービス水準を改善することに対するインセンティブという観点も大切です。

なお、市町村の行財政基盤の強化を図るため、合併についても積極的に取り組んでいくことが求められます。

〈9〉平成11年度の税制改正に関する答申（平成10年12月）

三 今後の検討課題・抜本的見直し

7 地方分権の推進と地方税

地方分権の推進に当たっては、地方の財政基盤を確立することが不可欠であり、地方における歳出規模と地方税収入の乖離を縮小するという観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、地方税の充実確保を図っていくことが必要です。また、国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、中長期的に、国と地方の税源配分のあり方についても検討しながら、税源の偏在性が少なく、税収が安定した地方税体系を構築していくことが必要です。

その際、地方公共団体においては、自ら強い自覚をもって徹底した行財政改革を推進するとともに、市町村合併や広域行政の推進についても積極的に取り組んでいくことが強く求められます。

地方分権を推進する際、地方公共団体の課税自主権を一層拡充することも重要です。地方公共団体がその課税権に基づき、住民の代表により構成される議会によって制定された税条例をもとに、自ら地方税を賦課徴収し、その財源によって住民に行政サービスを提供していくことは地方自治の原点です。地方税の充実確保が図られ、地方公共団体の行政サービスと住民の地方税負担との関係がより明確になることにより、地方公共団体の財政面における自己決定権や自己責任が増していくこととなります。したがって、地方公共団体の課税自主権を一層拡充していくとともに、各地方公共団体が住民の意向を踏まえつつ、自らの判断と責任において、その行政サービスと地方税負担のあり方を決定できるよう、国と地方の間の行財政システムの改革を進めていくことが必要です。

(14) 平成12年度の税制改正に関する答申（平成11年12月）

一 平成12年度税制改正をとりまく状況

4 地方分権の推進と地方税財源

平成11年の通常国会において、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、従来の機関委任事務を廃止するなど新たな国と地方との関係が構築されることとなりました。同法においては、附則に、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保について検討すべき旨の条項が追加されました。地方税財源の充実確保については、今後の課題として検討していく必要があります。

地方分権の進展に応じて、地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を行えるようにするためには、財政面における自己決定権と自己責任を確立することが重要であり、そのため、地方における歳出規模と地方税収の乖離を縮小する観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、地方税の充実確保を図ることが必要です。今後、国庫補助負担金や地方交付税など他の財源のあり方と関連させながら、地方税の充実確保の方途について検討していくことが適当と考えます。

シャウプ勧告以降の税制改正の流れ（地方税関係）

年度	主な勧告・答申等	主 な 税 制 改 正				地方 税負 担率
		所 得 課 税	消 費 課 税	資 産 課 税 等	譲 与 税 ・ そ の 他	
昭和 24	24年9月 シャウプ勧告 ○ 地方税体系の整備と地方税財源の強化 ・ 地方税総額の確保及び地方独立税の原則 ・ 住民税の見直し（市町村民税に限定） ・ 地租・家屋税の見直し（市町村税として固定資産税の創設） ・ 事業税の見直し（道府県税として附加価値税の創設） ・ 財政調整制度の充実	シャウプ勧告に基づく昭和25年改正による道府県と市町村の税源配分 ・ 道府県税 附加価値税（昭和27年度から実施。25、26年度は、事業税及び特別所得税が存続。）、入場税、遊興飲食税、自動車税、鉱区税、漁業権税、狩猟者税、道府県法定外普通税、目的税（水利地益税） ・ 市町村税 市町村民税、固定資産税、自転車税、荷車税、電気ガス税、鉱産税、木材引取税、広告税、入湯税、接客人税、市町村法定外普通税、目的税（水利地益税、共同施設税）				5.2 %
25	シャウプ勧告の実施	<u>道府県民税</u> ・ 廃止 → 住民税を市町村に一元化 <u>市町村民税</u> ← ・ 所得割の課税標準を所得に限定 ・ 所得割の課税標準の三者択一方式の採用 ・ 法人住民税の廃止（法人均等割のみ課税） <u>事業税・特別所得税</u> ・ 事業税の見直し → ・ 特別所得税の廃止 （附加価値税実施までは存置）	<u>遊興飲食税</u> ・ 課税団体の道府県への一元化 <u>酒消費税</u> ・ 国税への移譲	<u>附加価値税</u> ・ 創設（道府県のみ課税） （※ 附加価値税は、25年度改正で創設されたが、27年1月1日実施とされ、25・26年については、事業税・特別所得税が存置された。） <u>地租・家屋税</u> ・ 廃止 → <u>固定資産税</u> ← ・ 創設（市町村のみ課税） ・ 償却資産に対する課税 <u>不動産取得税</u> ・ 廃止 →	<u>財政調整（財源保障）制度</u> ・ 地方財政平衡交付金制度の創設 <u>法定外普通税</u> ・ 法定外普通税制度の存続	5.6
26		<u>市町村民税</u> ・ 所得割の課税標準の算定方式を二つ追加（五者択一方式化） ・ 給与所得者に特別徴収制度を導入 ・ 所得税で源泉選択をした利子所得の非課税化 ・ 法人税割の創設			<u>国民健康保険税</u> ・ 創設 20年代後半 ○ 戦後復興期の社会経済に即応したシャウプ	6.1

27			広告税・漁業権税・接客人税 ・廃止	附加価値税 ・実施を1年延期 (事業税・特別所得税を 1年延長して存続)	税制の修正 ・市町村民税法人税割 の創設 ・附加価値税の廃止 ・道府県民税の創設 ・大規模償却資産に係 る固定資産税の一部の 道府県税化	5.9
28	28年11月 税制調査会(木暮武太夫会 長) 答申 ① 附加価値税の廃止、事業税の存置 ② たばこ消費税の創設 ③ 地方財源の偏在の是正措置 - 道府県民税の創設 - 入場税、遊興飲食税の譲与税化 - 地方交付税制度の創設	市町村民税 ・利子所得がすべて非課税化		附加価値税 ・実施を1年延期 (事業税・特別所得税を 1年延長して存続)		5.6
29		道府県民税 ・創設(個人、法人とも) ← (市町村民税の一部の道府県への移譲) 特別所得税 ・廃止(事業税に統合) → 事業税 ← ・国税の所得計算に準拠した所得による課税 (一部業種については、収入金額による課税)	たばこ消費税 ・創設(道府県及び市町村が課 税) 入場税 ・第1種、第2種を国税へ移譲 ・第3種は娯楽施設利用税へ移 行 娯楽施設利用税 ・創設(道府県が課税) ←	附加価値税 ・廃止 不動産取得税 ・創設 ← 固定資産税 ・大規模償却資産の一部を道府 県税化(適用は30年度から)	地方交付税制度 ・地方財政平衡交付金制 度を地方交付税制度に 移行 入場譲与税 ・創設(入場税収の9/10) 揮発油譲与税 ・創設 (揮発油税収の1/3) ・29年度限りの措置	5.6
30					地方道路譲与税 ・創設 ← (地方道路税収全額)	5.5
31	31年12月 臨時税制調査会(原安三郎 会長) 答申 ○ 住民税、事業税の軽減と地方の財 源調整の強化		軽油引取税 ・創設	都市計画税 ・創設	国有資産等所在市町村交 付金及び納付金 ・創設	5.7
32			入湯税 ・目的税化		特別とん譲与税 ・創設 国有提供施設等所在市町 村助成交付金 ・創設	5.9
33			自転車荷車税			5.8

			・廃止 軽自動車税 ・創設← (自動車税からも客体移譲)			
34					30年代～ ○ 地方財政の再建を図りつつ、地方税源の充実、地方税負担の軽減合理化、均衡化の推進 ・ 市町村民税所得割の課税方式の統一 ・ 所得税の一部を道府県民税所得割へ移譲 ・ 道路特定財源の拡充	5.5
35	35年12月 税制調査会（中山伊知郎会長）第1次答申 ○ 地方税制の自主性の強化 ・ 住民税の課税標準の統合と独自の各種控除額の設定					5.5
36	36年12月 税制調査会（中山伊知郎会長）答申 ① 地方独立税源の充実強化 ・ 所得税の一部を道府県民税移譲 ・ 地方団体間の税源帰属の適正化 ② 事業税の課税標準に売上基準又は附加価値基準を加味することについて、なお検討 ③ 固定資産税の評価の適正・均衡の確保	<u>道府県民税</u> ・ 所得割の課税方式を変更（市町村民税の本文方式による課税とした。） <u>市町村民税</u> ・ 所得割の課税標準を五者択一から二者択一方式に統合 ・ 所得割の所得控除の種類・額を地方税法で規定し、全国的に統一	<u>料理飲食等消費税</u> ・ 遊興飲食税を料理飲食等消費税に改称			5.6
37		<u>道府県民税</u> ・ 所得税の一部を道府県民税所得割に税源移譲 ・ 税率をより比例税率的なものとした（2%、4%の二段階に整理）		<u>固定資産税</u> ・ 固定資産評価基準による評価制度の導入←	<u>入場譲与税</u> ・ 廃止（完全国税化）	5.9
38			<u>狩猟者税</u> ・ 廃止 <u>狩猟免許税・入猟税</u> ・ 創設←			5.7
39	39年12月 税制調査会（中山伊知郎会長）長期答申 ① 地方税源の充実強化 ・ 国と地方の事務配分の明確化、補助金の整理等に伴い、国から地方への税源移譲 ・ 都市の税財源の充実	<u>市町村民税</u> ・ 所得割の課税標準の一元化→課税方法の統一（課税標準の算定を本文方式に一本化）		<u>固定資産税</u> ・ 評価替えに伴う暫定負担調整措置の導入← (41年以降も負担調整措置)		5.8

	・ 法人所得課税の配分強化 ・ 事業所等への特別な税負担 ・ 都市計画税の強化 ③ 事業税の課税標準への附加価値要素の導入を引き続き検討					
47					航空機燃料譲与税 ・ 創設	6.4
48	48年 1月 税制調査会（東畑精一会长） ）今後の土地税制答申 ○ 土地保有税（地方税）の創設			特別土地保有税 ・ 創設		6.8
49		道府県民税・市町村民税 ・ 法人の土地譲渡益重課制度の創設等	電気税・ガス税 ・ 電気ガス税を電気税・ガス税に分離			7.3
50		道府県民税・市町村民税 ・ 土地譲渡益課税の適正化 事業税 ・ 制限税率の設定		事業所税 ・ 創設		6.6
51		道府県民税・市町村民税 ・ 個人均等割の非課税限度額制度の創設		事業所税 ・ 課税団体の範囲の拡大		6.8
52	52年10月 税制調査会（小倉武一会长） ）今後の税制のあり方についての答申 ○ 一般消費税の提案					7.1
53	53年12月 税制調査会（小倉武一会长） ）54年度改正に関する答申 ○ 地方消費税（仮称）の提案					7.1
54			狩猟者登録税 ・ 狩猟免許税が狩猟者登録税へ移行	50年代～抜本改正 ○ 第1次オイルショック以降の財政状況悪化の中で、 ・ 定額課税の負担の適正化 ・ 自動車、エネルギー関係諸税の拡充 ・ 非課税等特別措置の整理合理化等が行われた。		
55	55年11月 税制調査会（小倉武一会长） ）財政体質改善のための中期答申 ① 地方税源（特に市町村民税）の充実と財政調整の活用 ② 課税ベースの広い間接税の検討					
56		道府県民税・市町村民税				8.0
						8.3

		・所得割の非課税限度額制度の創設				
5 7		道府県民税・市町村民税 ・長期譲渡所得の課税の特例の改正等				8.5
5 8	58年11月 税制調査会（小倉武一会長） 今後の税制のあり方についての答申 「増税なき財政再建」下の答申 ○ 地方税源の充実と財政調整の活用 ・ 個人住民税の累進構造の緩和 ・ 地方間接税の負担の適正化					8.6
5 9						8.8
6 0						9.0
6 1	61年10月 税制調査会（小倉武一会長） 税制の抜本的見直しについての答申 ① 個人住民税の累進構造の緩和 ② 利子課税の見直し ・ マル優廃止 ・ 源泉選択利子所得への課税 ③ 新型間接税の一部地方税化による 事業税の外形標準課税の現実的解決					9.1
6 2						9.6
6 2 9 月		道府県民税 ・ 利子割の創設（63年4月から適用） 道府県民税・市町村民税（減税） ・ 市町村民税所得割の税率の累進構造の緩和（14段階→7段階） ・ 超短期土地譲渡益重課制度の創設等				
6 3						10.0
6 3 抜本	63年 4 月 税制調査会（小倉武一会長） 税制改革についての中間答申 ① 個人住民税の累進構造の緩和 ② 有価証券譲渡益原則課税化 ③ 土地関連税制の見直し ④ 事業税の外形標準課税の別途検討	道府県民税・市町村民税（減税） ・ 市町村民税所得割の税率の累進構造の緩和（7段階→3段階） 道府県民税・市町村民税 ・ 有価証券譲渡益課税の見直し（所得税源泉分離課税分以外について、申告分離課税）	個別間接税の整理 ・ 電気税・ガス税の廃止 ・ 木材引取税の廃止 ・ 娯楽施設利用税→ゴルフ場利用税 ・ 料理飲食等消費税→特別地方		消費譲与税 ・ 創設	

抜本的税制改革の実施

	⑤ 地方間接税の整理		消費税 ・道府県(市町村)たばこ消費税 →道府県(市町村)たばこ税		
元					9.9
2	2年10月 税制調査会(小倉武一会長) 土地税制についての基本答申 ① 固定資産税の土地評価の均衡化・適正化の推進 ② 特別土地保有税の見直し、強化				9.7
3		道府県民税・市町村民税 ・所得割の税率適用区分の見直し等 道府県民税・市町村民税(土地税制改革) ・土地譲渡益課税の適正化		(土地税制改革) 固定資産税・都市計画税 ・市街化区域農地課税の適正化 ・土地評価の均衡化・適正化の推進 特別土地保有税 ・遊休土地課税の強化 ・三大都市圏の特定市における課税の特例	9.7
4					9.4
5	5年11月 税制調査会(加藤寛会長) 今後の税制のあり方についての答申 ① 地方税の充実 ② 事業税の外形標準課税の引き続き検討 ③ 固定資産税の土地評価の均衡化・適正化の推進			固定資産税・都市計画税 ・評価替えに伴う税負担の調整措置(6年度実施)	9.0
6		道府県民税・市町村民税 ・平成6年度特別減税			8.7
6 税制 改革	6年6月 税制調査会(加藤寛会長) 税制改革についての答申 ① 地方税源の充実 ② 地方消費税の検討 ③ 個人住民税の累進構造の緩和	・個人住民税減税(所得割の税率適用区分の見直し、諸控除の引上げ等) (平成7年度実施) ・平成7年度特別減税	・地方消費税の創設 (平成9年4月実施)	消費譲与税 ・廃止 (平成9年4月実施)	
7		道府県民税・市町村民税 ・土地税制の改正(長期譲渡所得の適用税率の見直し)(平成8年度実施)			8.8

8	9年 1月 税制調査会（加藤寛会長） 「これからの税制を考える」 ○ 地方行財政改革・地方分権の推進 と地方税の充実確保等	<u>道府県民税・市町村民税</u> ・平成 8年度特別減税 ・個人住民税均等割の税率の引上げ ・土地税制の改正（長期譲渡所得の適用税率の見直し）（平成 9年度実施）				9.0
9		<u>道府県民税・市町村民税</u> ・道府県から市町村への税源移譲	<u>特別地方消費税</u> ・廃止（平成12年 4月実施） <u>道府県・市町村たばこ税</u> ・道府県から市町村への税源移譲	<u>固定資産税・都市計画税</u> ・評価替えに伴う税負担の調整措置		9.2
10		<u>道府県民税・市町村民税</u> ・平成10年度特別減税 ・土地税制の改正（長期譲渡所得の適用税率の見直し、超短期土地譲渡益重課制度の廃止等）（平成11年度実施） ・諸控除の引上げ <u>法人事業税</u> ・標準税率の引下げ		特別土地保有税 ・三大都市圏の特定市の課税の特例の廃止 ・地価の下落を勘案した課税標準の修正措置 ・恒久的な利用に供する土地の徴収猶予及び納税義務の免除		9.5
11	11年 7月 税制調査会（加藤寛会長） 「地方法人課税小委員会報告」 ○ 法人事業税への外形標準課税の導入の課題等	<u>道府県民税・市町村民税（減税）</u> ・市町村民税所得割の最高税率引下げ（12%→10%） ・定率による税額控除 ・特定扶養親族に係る扶養控除額の加算 <u>道府県民税・市町村民税</u> ・土地税制の改正（長期譲渡所得の適用税率の見直し）（平成12年度実施） <u>法人事業税</u> ・標準税率の引下げ	<u>道府県・市町村たばこ税</u> ・地方たばこ税の税率引上げ（同率を国のたばこ税で引下げ）			9.3 見込
12				<u>固定資産税・都市計画税</u> ・評価替えに伴う税負担の調整措置	<u>法定外目的税</u> ・法定外目的税の創設	9.3 見込

（注） 1. この表は、税制調査会の主要な答申、主な税制改正（新税の創設等の重要な改正）のみをまとめたものである。
2. 所得課税、消費課税、資産課税等の別は、OECDモデルによった。（ただし、個人住民税均等割、法人住民税均等割は、便宜上、所得課税欄に記載している。）